

平成23年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成23年 9 月高浜市議会定例会は、平成23年 9 月 1 日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸 報 告)
- 日程第 3 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第50号 市道路線の認定について
議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について
議案第52号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第56号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成22年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成22年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成22年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成22年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9 号 平成22年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 報告第 9 号 平成22年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について
- 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	杉浦幸七
教 育 長	岸上善徳
経営戦略グループリーダー	深谷直弘
危機管理グループリーダー	亀井勝彦
地域協働部長	加藤元久
地域政策グループリーダー	岡島正明
財務評価グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	新美龍二
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	森野隆
収納グループリーダー	内藤克己
福 祉 部 長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
文化スポーツグループリーダー	山本時雄
都 市 政 策 部 長	小笠原修

都市整備グループリーダー	平山昌秋
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
行政管理部長	大竹利彰
人事グループリーダー	鈴木信之
行政契約グループリーダー	内田徹
情報管理グループリーダー	時津祐介
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿巖
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、また残暑が厳しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、同意、条例の一部改正等、平成23年度補正予算並びに平成22年度決算認定など諸議案が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望にこたえるべく厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成23年9月高浜市議定会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、同意1件、一般議案6件、補正予算4件、認定9件を御審議いただくほか、報告1件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます。

また、後日、県の緊急雇用創出基金事業を活用した標高サイン整備業務委託に係ります一般会計補正予算1件を追加させていただく予定がございますので、これにつきましても御配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時02分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長から御指名を申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、5番、柴田耕一議員、6番、幸前信雄議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成23年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月21日、8月24日に、議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催をいたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月28日までの28日間と決定をいたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は同意第6号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受け、報告第9号について報告を受けます。

9月5日及び6日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月8日に、議案第48号から議案第53号までの条例等関係、議案第54号から議案第57号までの補正予算関係並びに認定第1号から認定第9号までの決算認定関係について総括質疑を行います。

また、認定第1号から認定第9号までの決算認定関係については、決算特別委員会を設置して、9月12日から14日までの3日間で審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第48号から議案第51号及び議案第54号、議案第55号、議案第57号の7議案並びに請願第3号及び陳情第12号を付託し、福祉文教委員会については、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第56号の4議案並びに請願第4号及び陳情第8号から陳情第11号を付託し、審査願うことに決定をいたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりでありますので、御承知いただきますようお願いをいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までには請願書2件、陳情書5件が提出され、これを受理いたしました。

請願、陳情につきましては、会議規則第104条及び第108条の規定により、既に配付されております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されるようお願いいたします。

なお、ここで請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願及び請願第4号 子育て支援の充実を求める請願の趣旨説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

[11番 鷺見宗重 登壇]

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

それでは、請願第3号、4号の趣旨説明を行います。

請願第3号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書の趣旨説明を行います。

この請願の代表者は、高浜市沢渡町にお住まいの矢野善久様で、代表者のほか署名数は808人です。

紹介議員は、日本共産党の内藤とし子と私、鷺見宗重です。

請願趣旨の朗読をもって説明いたします。

高浜市の国民健康保険税は、余りにも高すぎます。長引く景気低迷の影響を受け手取り収入が減るなか、「やりくりも限界」「国保税が高すぎて払いたくても払えない」と、不安や不満は増えるばかりです。

そもそも国保制度は、病気になった時に、だれもが安心して医療が受けられる社会保障制度です。国保税を引き下げて、市民のいのちと健康を守ることが、いま、高浜市に求められています。

よって、以下の事項を求めます。

請願事項。

1、国民健康保険税を1世帯1万円以上（年間）引き下げてください。

次に、請願第4号 子育て支援の充実を求める請願書の趣旨説明を行います。

この請願書の代表者は、高浜市呉竹町にお住まいの篠原百合様で、代表者のほか761名です。

紹介議員は、日本共産党の内藤とし子と私、鷺見宗重です。

請願趣旨の朗読をもって説明いたします。

請願趣旨。

子育て世代での不安のトップは、「経済的負担の増加」です。

なかでも教育費の負担は重く、義務教育である小・中学校は憲法により無償となっていますが、無償なのは授業料だけです。教材費や修学旅行、給食費などの学校教育費に加え、さらに塾や部活などの費用を含めると家計を大きく圧迫しています。この状況は、長引く景気低迷のもとで一般の家庭でも教育費の捻出に苦労し、とくに低所得家庭では深刻となっています。

また、派遣など不安定雇用や非正規労働、ひとり親家庭が増えるなかで、保育料の負担も重く

のしかかっています。

よって、安心して子育てができるために、以下の事項を求めます。

請願項目。

1、幼・保、小・中学校の給食費無料化をめざし、当面、給食費に補助を行ってください。

全議員の賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室に保管しておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は、以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、同意第6号 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の神谷次男氏が、来る9月30日で任期満了となりますので、同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、皆様も御案内のとおり人格が高潔で、その温厚誠実なお人柄から地域の信望も厚く、また、長年にわたり学校医、幼稚園医として園児・児童・生徒の健康支援にお力添えをいただいているほか、平成18年10月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力をいただくなど、まことに適任のお方であると存じますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第6号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 議案第48号から議案第53号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について、議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、去る平成23年6月30日に公布されましたことを受け、本市の市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じてまいりましたので、提案をさせていただくものでございます。

主な改正点につきまして順次御説明申し上げますので、お配りしてございます議案第48号参考資料、そして新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、議案第48号 高浜市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

まず、納税管理人に係る不申告に関する過料について規定しております第7条第1項の改正でございまして。

市税の納税義務者で、申告すべき納税管理人を正当な理由がなく申告しなかった場合の過料の上限額を3万円から10万円に改めるものであります。

以下、市民税に係る不申告、退職所得申告書の不提出、固定資産に係る不申告、軽自動車税に係る不申告の過料についても同様の改正を行うとともに、新たに第92条の2たばこ税、第101条の2特別土地保有税につきましても、申告書等不提出に対する罰則規定をそれぞれ設けるものであります。

租税に関する罰則につきましては、依然として大口・悪質な不申告事案が多発している状況から、平成22年の国税改正において、罰則全般の見直しが行われております。今回、地方税につきましても、国税の罰則との均衡等を考慮し改正が行われたものであります。

次に、第33条の7 寄附金税額控除の改正でございまして。

新しい公共によって支え合う社会の実現に向け、特定非営利活動法人（NPO法人）を税制面から支援するため、新たに第11号として、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であって

も、県または市が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象といたすものであります。また、寄附金税額控除額の計算における適用下限額を、現行の5,000円から2,000円に引き下げることといたしております。

さらに、第35条の2第6項において、NPO法人への寄附金に対する控除を受けようとする場合は、3月15日までに地方税法施行規則で定める申告書を市長に提出しなければならないといたしております。

次に、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の改正であります。

肉用牛の売却による事業所得につきましては、売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛である場合に、売却頭数要件の上限を、これまでの年間2,000頭から1,500頭に引き下げ、その適用期限を27年度まで延長するものであります。

そのほか、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備及び条文の整備を行うものであります。

続きまして、高浜市税条例の一部を改正する条例の一部改正では、現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用について、景気回復に万全を期すため2年の延長をいたすものであります。

第2条関係では、個人の市民税に関する経過措置を定める附則第2条第9項において、上場株式等の配当所得に対する軽減税率の特例について、その実施期限を2年延長し、平成25年12月31日といたすものであります。また、上場株式等に係る譲渡所得に対する軽減税率の特例を定める第16項、租税条約等実施特例法に規定する条約適用配当等の額に対する軽減税率の特例を定める第21項においても同様に、その実施期限を2年延長し、平成25年12月31日といたすものであります。

第4条関係では、平成22年度税制改正において、新たに創設された非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、その施行日を平成25年1月1日から2年延長し、平成27年1月1日からとし、平成27年度以後の個人市民税について適用するといたすものであります。

なお、本条例の施行につきましては、附則第1条で公布の日からとし、第1号から第4号に掲げる規定につきましては、それぞれ各号で定める日を施行日といたしております。

そのほか、市民税、固定資産税、罰則に関する経過措置等につきましては、附則第2条以下にそれぞれ記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、今回の地方税法の改正において、平成22年度の税制改正大綱に掲げられた地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針等に基づき、産業政策等の特定目的のために軽減措置が行われているものについて、廃止または縮減が行われたことにより、引用する条文の整

備を行うものであります。

まず、都市計画税の課税標準の価格について規定しております第2条第2項の改正は、変電または送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例措置を規定する地方税法349条3の改正によるもので、特例措置の対象となっている資産34項目中6項目が廃止、新たに1項目が追加され、各条項の移動が行われたことにより、引用する条項を改めるものでございます。

次に、附則第16項の改正につきましても同様に、固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置を規定しております地方税法附則第15条が改正され、特例措置の対象となっている資産46項目中11項目が廃止、新たに2項目が追加され、各条項の移動が行われたことにより、引用する条項を改めるものでございます。

なお、本条例の施行につきましては、附則第1項において公布の日からとし、附則第2項において、新条例の規定は平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしております。

また、附則第3項において、本条例の施行の日から、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の適用について、第16項中同法に係る第37項については適用外といたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原修） 議案第50号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、新たに3路線を市道路線として認定をお願いするものであります。

新たな3路線は、いずれも都市計画法第29条に基づく開発行為により設置された道路で、高浜市に帰属されたものであります。今回の認定路線の延長、幅員及び位置につきましては、別添の参考資料のとおり3路線305.2mであり、平成23年8月末時点の市道路線の総延長は744路線、20万582.6mでありますことから、今回の認定路線分を加算いたしますと747路線、20万887.8mとなります。

何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） それでは、議案第51号 高浜市住民投票条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正が本年5月2日に公布され、地方自治法第74条に新たに第6項として直接請求代表者の資格制限の規定が設けられたことに伴い、同法を引用する高浜市住民投票条例について所要の整備をお願いいたすものであります。

改正の概要であります。住民投票を請求及び発議することができる旨を規定いたしました条例第3条において、2項以降を繰り下げ、第1項の次に、新たに第2項として、市の選挙管理委

員会の委員または職員であるものは、住民投票請求代表者になることができない旨を規定するもので、附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第52号 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ、6ページをあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、市町村がその事務処理を行うに当たり、議会の議決を経て、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うことを義務づけておりました地方自治法第2条第4項の全部を改正し、基本構想の策定義務を廃止する内容を含む地方自治法の一部を改正する法律が本年5月2日に公布され、8月1日から施行されましたことを受け、高浜市議会の議決すべき事件を定める本条例につきまして、所要の改正をお願いするものであります。

内容といたしましては、現在本条例第2号において、高浜市議会の議決すべき事件として規定いたしております「総合計画の基本計画の策定、変更又は廃止」について、「高浜市自治基本条例第21条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止」に改め、「基本構想の策定、変更又は廃止」を議決事件に追加するとともに、基本計画に係る地方自治法の引用部分について条文の整備を行うこととするものであります。

なお、附則におきまして、本条例の施行期日を公布の日からといたしております。

以上、議案第52号について御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議案第53号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。あわせて議案参考資料の6ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市子育て・子育て施設の整備及び民営化検討委員会の提言報告書に基づき、昨年9月に高浜市立保育所移管法人選定委員会を立ち上げ、12月までに法人募集、書類審査及びプロポーザルによる審査を経て、本年1月に移管先が決定されたこと並びに移管の際に園児に対して保育士が入れかわることによる環境変化の緩和及び園運営の円滑な移行を図るため、市の保育士を移管先へ派遣することに伴い関係条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条及び第2条は、高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正で、第1条では保育園の名称及び位置を定める別表から高浜市立吉浜保育園を削除し、第2条では同表から高浜市立中央保育園を削除するものであります。

第3条及び第4条は高浜市児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、第3条では児童センターの名称及び位置を定める第2条の表から高浜市吉浜児童センターを削除し、第4条では同表から高浜市中央児童センターを削除するものであります。

第5条は、高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、職員を派遣することができる団体を定める第2条第1項に、第6号として社会福祉法人知多学園を追加するものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を第1条、第3条及び第5条の規定は平成24年4月1日から、第2条及び第4条の規定は平成25年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第54号から議案第57号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第54号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ3億1,466万円を追加し、補正後の予算総額を138億2,676万6,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、母子生活支援事業に係る母子生活支援施設入所措置費の増額に伴う児童入所施設措置費等負担金として62万5,000円、及び児童扶養手当等支給事業に係る児童扶養手当の増額に伴う児童扶養手当負担金として287万5,000円の、合わせて350万円を計上いたすものであります。

13款2項1目総務費国庫補助金の補正は、吉浜地区都市再生整備計画に対する社会資本整備総合交付金として190万円を計上いたすものであります。

13款2項2目民生費国庫補助金の補正は、市民後見人を養成するための市民後見人養成事業に対する市民後見推進事業費補助金として61万9,000円を計上いたすものであります。

14款1項1目民生費県負担金の補正は、母子生活支援事業に係る母子生活支援施設入所措置費の増額に伴う児童入所施設措置費等負担金として31万3,000円を計上いたすものであります。

14款2項1目総務費県補助金の補正は、市民活動運営事業に係るがんばる商店街推進事業費補助金として200万円を計上いたすものであります。

14款2項2目民生費県補助金の補正は、新たに生涯現役のまちづくりを構築するため、本市独

自の介護予防プログラムや健康増進プログラムについて調査研究を行う生涯現役のまちづくり調査研究事業及び、これらのプログラムの実効性について分析等を行うための介護予防プログラム分析調査事業並びに高齢者の能力を活用したコミュニティビジネスの創出支援のための高齢者等コミュニティビジネス創出支援事業に対する愛知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金として827万6,000円、児童虐待防止対策のための家庭児童相談事業に対する愛知県子育て支援対策基金事業費補助金として300万円の、合わせて1,127万6,000円を計上いたすものであります。

14款2項8目教育費県補助金の補正は、新たにこども・若者成長応援事業に係る「タカハマ物語」のドラマ制作業務委託に対する地域子育て創生事業費補助金として400万円を計上いたすものであります。

16款1項2目民生費寄附金の補正は、株式会社おとうふ工房いしかわ様より10万円を食育推進事業指定寄附金としていただいたものであります。

40ページをお願いいたします。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を7億円減額するほか、まちづくりパートナーズ基金の繰り戻しとして100万円を減額し、合わせて7億100万円を減額いたすものであります。

18款1項1目繰越金の補正は、前年度繰越金の額の確定に伴い9億6,050万7,000円を計上いたすものであります。

19款4項4目雑入の補正は、臨時職員の雇用に伴う雇用保険料本人負担金として4万5,000円、市民活動運営事業に係るコミュニティ助成事業補助金に対する財団法人自治総合センターコミュニティ助成金として140万円の、合わせて144万5,000円を計上いたすものであります。

20款1項1目臨時財政対策債の補正は、発行可能額が決定したことに伴い3,000万円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の補正は、議会運営事業において新人議員6名に係る議員共済組合負担金の追加分として35万7,000円を計上いたすものであります。

2款1項3目市民活動支援費の補正は、市民活動運営事業において人形小路の会に対するがんばる商店街推進事業費補助金として200万円、高浜まちづくり協議会に対するコミュニティ助成事業補助金として145万8,000円の、合わせて345万8,000円を計上するとともに、市民公益活動支援事業において、協働事業ハード整備費交付金として90万円を計上いたすものであります。

2款1項18目防災対策費の補正は、防災活動事業において木造住宅耐震改修費補助金として150万円を計上いたすものであります。

2款1項20目諸費の補正は、社会福祉費支給事業等補助金返還金において、介護予防実態調査

事業国庫補助金を初め、3つの国庫補助金について実績報告に伴う精算返還金として348万7,000円を計上いたすものであります。

2款2項1目賦課徴収費の補正は、市税賦課事業及び市税等徴収事業に係る臨時職員の雇用に伴う賃金等として、各事業それぞれ113万円、合わせて226万円を計上いたすものであります。

44ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の補正は、基金運用事業において、今後の公共施設の建てかえや大規模修繕等に備えるため、中期財政計画の積み立て目標額を踏まえ、公共施設等整備基金への積立金として2億7,711万4,000円を計上いたすもので、これにより、今年度末現在の公共施設等整備基金の積み立て残高は5億8,950万円余となる見込みでございます。

3款1項2目地域福祉推進費の補正は、いきいき広場管理運営事業では、不当要求など行政対象暴力事案に対応するための臨時職員の雇用に伴う賃金として92万円、福祉総合システム電算管理事業では、障害者自立支援法の改正に伴う福祉総合システム「ささえ」のプログラム修正に対する委託料として619万5,000円の、合わせて711万5,000円を計上いたすものであります。

3款1項8目高齢者社会参加推進費の補正は、新たに県の補助を受けて実施いたします生涯現役のまちづくり調査研究事業では、高齢化が進展する中で、年をとっても人生の主役として現役で生きていこうと生きがいを失わず、人生を謳歌しながら、その人らしく生き生きと生きられる生涯現役のまちづくりの構築のための調査研究費用として351万5,000円、介護予防プログラム分析調査事業では、介護予防プログラム及び健康増進プログラムの実効性について分析及び効果測定を行うための委託料などとして350万7,000円、高齢者等コミュニティビジネス創出支援事業では、高齢者の能力を活用したコミュニティビジネスの創出支援を行うため、地域支え合い体制づくり事業委託料として127万6,000円、合わせて829万8,000円を計上いたすものであります。

46ページをお願いいたします。

3款1項9目介護保険推進費の補正は、市民後見人養成事業において、市民後見人を養成するための市民後見人養成研修事業委託料などとして62万円を計上いたすものであります。

3款1項14目高齢者医療費の補正は、後期高齢者医療事業においては、愛知県後期高齢者医療広域連合への平成22年度の療養給付費負担金が確定したことにより、療養給付費負担金として291万3,000円を計上いたすものであります。

3款1項16目国民健康保険事業費の補正は、臨時職員の雇用に伴う人件費の増額により、国民健康保険事業特別会計への繰出金を214万2,000円計上いたすものであります。

3款1項18目介護保険事業及び19目後期高齢者医療事業費の補正は、前年度繰越金の確定等により介護保険特別会計への繰出金1,673万6,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金103万5,000円をそれぞれ減額いたすものであります。

3款2項3目家庭支援費の補正は、児童扶養手当等支給事業において、年間の支給実績見込み

を踏まえ、児童扶養手当を862万5,000円増額するほか、家庭児童相談事業では、児童虐待防止対策に係る児童虐待防止事業委託料などとして300万円を、母子生活支援事業では、母子生活支援施設への入所世帯の増に伴い、母子生活支援施設入所措置費125万円を、子育て推進事業では、食育推進事業指定寄附金を受けて、食育に係る啓発物品作成委託料として10万円、合わせて1,297万5,000円を計上いたすものであります。

48ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費の補正は、母子保健事業において、臨時保健師の雇用に伴う賃金等として258万9,000円を、また7款1項1目商工総務費の補正は、商工総務事業において臨時職員の雇用に伴う賃金等として113万円をそれぞれ計上いたすものであります。

7款1項2目商工振興費の補正は、産業経済活性化事業において、年間の申請件数の増加が見込まれるため、がんばる事業者応援補助金として204万4,000円（訂正後述あり）を計上するほか、コミュニティビジネス創出支援事業については、今回の補正予算において新たに高齢者等コミュニティビジネス創出支援事業を計上したことに伴い、予算の組み替えにより127万6,000円を減額いたすものであります。

10款5項4目青少年育成・活動支援費の補正は、新たに県の補助を受けて、こども・若者成長応援事業において、本市の次世代を担う若者たちがドラマ制作を通じて世代を超えた交流、郷土への愛着心、みんなで何かをつくるという意識づくり、そして地域の人たちや多くのスタッフとかがかわる中でコミュニケーション能力を鍛え、みずから考え行動する心をはぐくむことを目的としたドラマ制作業務委託料として400万円を計上いたすものであります。

以上が一般会計の第3回補正予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 議案第55号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ3億7,163万7,000円を追加し、補正後の予算総額を33億8,964万2,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の58ページをお願いいたします。

歳入2款1項1目療養給付費等負担金は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の実績見込みにより7,498万5,000円を増額いたすものであります。

3款1項1目療養給付費交付金は、歳出の退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の実績見込みにより5,740万7,000円を増額いたすものであります。

5款2項2目都道府県財政調整交付金は、歳出の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の実績見込みにより増額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、臨時職員の雇用に伴い増額いたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成22年度の決算額の確定に伴い2億2,202万1,000円を増額いたすものであります。

続きまして、60ページ歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、臨時職員の雇用に係る人件費を計上いたしております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費は、年間の実績見込みにより、合わせて2億9,497万6,000円を増額いたすものであります。

3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費は、歳入の療養給付費等負担金及び療養給付費交付金等の増額に伴い、それぞれ財源更正を行うものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は、年間の実績見込みにより、合わせて5,639万5,000円を増額いたすものであります。

12款予備費の増額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第56号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書19ページをお願いいたします。

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,029万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ21億4,143万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、説明書の70ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入4款1項支払基金交付金1,661万9,000円の減額は、介護給付費交付金交付要領に基づき、過年度返還金分が本年度の交付金において充当調整されること等に伴い減額するものであります。

7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目基金繰入金は、22年度実績等に伴い、それぞれ1,673万6,000円と1,882万円を減額するものであります。

8款1項1目繰越金9,387万7,000円の増額は、22年度からの繰越金でございます。

次に、74ページ歳出をお願いいたします。

6款1項2目介護給付費過年度分返還金4,043万6,000円の増額は、22年度介護給付費国・県負担金の確定に伴う返還金であります。

以上でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 議案第57号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ65万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3億7,450万9,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の82ページをお願いいたします。

歳入3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、職員給与費等繰入金を103万5,000円減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成22年度の決算額の確定に伴い169万3,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

84ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について平成22年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、納付未済となっております65万8,000円を増額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 認定第1号から認定第9号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） 決算の御説明に先立ちまして、先ほど議案第54号 高浜市一般会計補正予算（第3回）の説明の中で、歳出の7款1項2目商工業振興費の補正の中で、がんばる事業者応援補助金の補正額を、私、204万4,000円と読み上げましたが、正しくは240万4,000円でしたので訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

それでは、認定第1号 平成22年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について概要を申し上げます。

まず、決算書の2ページをお願いいたします。

歳入決算額は141億1,433万2,830円、歳出決算額は131億3,004万1,666円で、歳入歳出決算の差引残額は9億8,429万1,164円となっておりますが、決算書の210ページにございます実質収支に関する調書にありますとおり、繰越明許費及び事故繰越しに係る一般財源繰越額が2,377万3,450円ございますので、実質収支額といたしましては9億6,051万7,714円となっております。

それでは、以下の説明につきましては、主要施策成果説明書に基づき説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページと21ページ以降を順次お願ひをいたします。

1 款市税では、収入済額79億3,486万6,808円で、前年度と比較して1.4%の減となっております。これはリーマンショック以降の長引く景気の低迷の影響を受け、法人市民税においては若干回復したものの、それ以上に個人所得の落ち込みにより個人市民税が減収となったことが主たる要因でございます。全体の収納率は93.4%で、不納欠損額は2,735万3,914円でございます。

次に、24ページの2 款地方譲与税は、1 億2,268万1,321円となっております。

25ページの3 款利子割交付金は2,788万6,000円、4 款配当割交付金は1,513万円、5 款株式等譲渡所得割交付金は510万4,000円、26ページの6 款地方消費税交付金は4 億2,268万8,000円、7 款自動車取得税交付金は5,497万5,000円で、それぞれ所定の算定式に基づき交付を受けております。

次に、27ページの8 款地方特例交付金は9,627万2,000円で、①の平成18年度及び平成19年度における児童手当制度拡充分並びに平成22年度からの子ども手当の創設に伴う地方負担分の増加分に対する財源措置、②の平成18年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う個人住民税の減収に対する財源措置及び③の平成21年度から平成23年度までにおける自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に対する財源措置として交付されております。

次に、28ページの9 款地方交付税は3 億5,070万2,000円で、1 の普通交付税につきましては2 億789万円で、リーマンショックによる経済不況の影響を受けて、基準財政収入額が13.3%の減となったため、基準財政需要額を下回ったことにより、平成14年度以来8年ぶりに普通交付税の交付団体となったものでございます。交付基準に基づき交付されております。また、2 の特別交付税は1 億4,281万2,000円で、前年度と比較して17.2%の増となっております。

次に、29ページの10 款交通安全対策特別交付金は724万8,000円、11 款分担金及び負担金は1 億4,262万9,169円でございます。

次に、30ページの12 款使用料及び手数料は2 億1,616万3,463円で、前年度と比較して0.6%の減となっております。

31ページの13 款国庫支出金は15億739万1,110円で、前年度と比較して10.6%の減となっておりますが、これは平成21年度において、平成20年度からの繰越事業として実施いたしました定額給付金の給付事務が終了したことに伴う減が主たる要因でございます。

次に、32ページの14 款県支出金は8 億2,359万5,249円で、前年度と比較して21.1%の増となっておりますが、これは、緊急経済対策に伴う緊急雇用創出事業基金事業費補助金等の増が主たる要因でございます。

33ページの15 款財産収入は3,618万8,591円で、前年度と比較して47.5%の減となっておりますが、これは、三河高浜駅西再開発ビルに係る不動産貸付収入の減が主たる要因でございます。

16 款寄附金は、一般寄附金を初め11件で517万3,724円でございます。

次に、34ページの17 款繰入金は8 億479万1,037円で、財政調整基金を初めとする5 基金からの

繰入金並びに土地取得費特別会計及び老人保健特別会計からの繰入金でございます。

18款繰越金は5億1,860万118円で、平成21年度からの繰越金でございます。

35ページの19款諸収入は3億1,425万7,240円でございます。

次に、37ページの20款市債は7億800万円で、前年度と比較して40.8%の減となっておりますが、これは、臨時財政対策債の発行可能額が増となる一方で、減収補てん債の借り入れがなかったことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

8ページと38ページ以降を順次お願いをいたします。

まず、1款議会費は1億4,863万6,532円でございます。

次に、40ページの2款総務費は16億4,880万2,215円で、44ページからの市民予算枠事業における小学校区単位の課題解決や、地域のやりたいという思いをかなえるための個人市民税の5%を活用した市民予算枠事業交付金を初め、55ページからの市の行政内容や行催事を市民の皆様に幅広く知っていただくための広報広聴事業、63ページからの総合行政推進事業における第6次高浜市総合計画及び高浜市自治基本条例の策定に係る経費、72ページからの防災活動事業における木造住宅耐震改修費等の補助、75ページの構造改革推進事業における高浜版事業仕分け2010の開催、76ページからの地域内分権推進事業における、まちづくり協議会への支援など、84ページからの戸籍住民基本台帳事務事業、96ページの基金運用事業における公共施設等整備基金等への積み立てなどが主なものでございます。

次に、97ページの3款民生費は48億4,857万6,354円で、99ページからの、いきいき広場維持管理事業におけるいきいき広場拡張工事費を初め、102ページからのいきいき広場運営事業、109ページの地域福祉活動支援事業における高浜市社会福祉協議会補助金、110ページからの障害者自立支援給付事業、117ページからの地域生活支援事業、125ページの老人保護措置事業、131ページの障害者扶助料支給事業、133ページの障害者医療事業、134ページの子ども医療事業、136ページの後期高齢者医療事業及び後期高齢者福祉医療事業、138ページの国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、140ページの児童手当支給事業及び子ども手当支給事業、141ページからの保育園管理運営事業、145ページの児童扶養手当等支給事業、161ページの生活保護事業などが主なものでございます。

次に、163ページの4款衛生費は17億7,656万2,975円で、164ページからの老人・成人保健事業を初め171ページからの予防接種事業、173ページの子宮頸がん等ワクチン接種事業、174ページからの地域医療振興事業、184ページからのごみ収集運搬業務等委託事業、185ページからのごみ処理事業などが主なものでございます。

次に、191ページの5款労働費は3,477万9,120円で、市民生活援助事業を初め、192ページの職業能力開発事業における財団法人衣浦地域職業訓練センター管理公社事業費補助金などが主なも

のでございます。

次に、193ページの6款農林水産業費は1億540万4,096円で、農業委員会事業を初め、196ページの明治用水中井筋改修事業に係る負担金、198ページの農園事業、199ページの畜産環境整備事業などが主なものでございます。

次に、205ページの7款商工費は2億4,092万5,044円で、206ページの中小企業支援事業及び地域産業振興事業を初め、207ページの経営近代化支援事業、208ページの産業経済活性化事業、210ページからのいきいき号循環事業などが主なものでございます。

次に、212ページの8款土木費は12億589万6,400円で、道水路の維持・補修などを行う道水路維持管理事業を初め、217ページからの市道駅学校線人形小路整備工事を初めとする市道新設改良事業、218ページの橋りょう改築事業、219ページの緊急雇用創出基金事業、226ページの公共下水道事業特別会計繰出金、227ページからの公園整備管理事業、229ページからの公営住宅管理事業などが主なものでございます。

次に、236ページの9款消防費は4億4,506万8,155円で、消防団活動事業を初め、237ページの広域消防事業に係る衣浦東部広域連合分担金が主なものでございます。

次に、238ページの10款教育費は12億1,670万7,678円で、243ページの教育活動支援事業を初め、244ページからの小学校、中学校及び幼稚園に係る維持管理事業のほか、小・中学校に係る給食運営事業及び教育振興事業など、253ページからの各公民館や女性文化センターなどの管理運営に係る生涯学習施設管理運営事業、256ページからの図書館管理運営事業、265ページからの美術館管理運営事業、272ページからのスポーツ施設の指定管理を含む生涯スポーツ振興事業などが主なものでございます。

最後に、276ページの公債費は、元金利子合わせて14億5,868万3,097円となっております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分。

午前11時7分休憩

午前11時15分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、認定第2号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書281ページをお願いいたします。

平成22年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、世帯数が5,468世帯、被保険者数が1万86人となっております。

282ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の総額は9億8,776万2,756円で、前年度と比較し6.6%、7,030万9,778円の減となっております。

収納率につきましては、現年度課税が87.5%、滞納繰越分が15.0%で、全体の収納率は62.1%となっております。

2 款国庫支出金は6億4,129万4,055円で、療養給付費等負担金、財政調整交付金が主なものがあります。

3 款療養給付費交付金は1億5,617万2,558円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4 款前期高齢者交付金は6億2,548万4,008円で、前期高齢者の加入割合に応じて社会保険診療報酬支払基金からの交付を受けております。

5 款県支出金は1億3,049万7,930円で、都道府県財政調整交付金が主なものであります。

6 款共同事業交付金は2億4,539万5,524円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、9 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

10 款諸収入は、保険税に対する延滞金・第三者行為損害賠償金が主なものであります。

以上、歳入決算総額は31億7,590万9,549円で、前年度と比較し3.1%、1億241万4,654円の減となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

284ページをお願いいたします。

1 款総務費は6,888万3,266円で、職員の人件費を初め国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

288ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度と比較し6.1%減の19億5,442万1,281円で、一般被保険者療養給付費として15億6,830万9,240円、退職被保険者等療養給付費として1億5,314万8,106円を支出したほか、289ページの一般被保険者高額療養費、290ページの出産育児一時金などを支出いたしております。

292ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として4億669万9,470円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出したしております。

295ページをお願いいたします。

6款介護納付金は1億6,286万2,418円で、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたしております。

296ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は2億8,426万5,885円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金でございます。

297ページ、8款保健事業費は4,111万5,874円で、特定健康診査等事業を初め、298ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業、299ページの医療費通知事業、健康診査費用助成事業が主なものであります。

300ページをお願いいたします。

9款基金積立金は、利子積立金として27万8,261円を積み立て、平成22年度末現在の支払準備基金残高は7,978万1,476円となっております。

301ページ、11款諸支出金は、過年度分の過誤納保険税の還付金及び平成21年度分の療養給付費等国庫負担金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は29億4,388万8,338円で、前年度と比較し5.3%、1億6,445万8,230円の減となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原修） 認定第3号 平成22年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書に基づきまして説明させていただきますので、説明書の306ページをお願いいたします。

歳入総額は1億3,133万5,781円で、前年対比53.6%、1億1,383万7,732円の減額となっております。

歳出総額は6,600万407円で、前年度対比36.2%、1億1,616万3,864円の減額となっており、歳入歳出差し引き額は6,533万5,374円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1款財産収入、収入済額1,824万6,956円の内訳は、土地開発基金所有地6筆の財産貸付収入と本会計所有地1筆の不動産貸付収入、それから入札等により2筆276.57㎡の土地を処分いたしましたものであります。

次に、歳出の内容を御説明いたします。

308ページをごらんください。

主なものは、土地購入費1,281万3,393円は、南屋敷竜田東線等の用地取得で、5筆191.66㎡の用地を取得したものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 認定第4号 平成22年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書312ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明申し上げます。

1款支払基金交付金は、前年度の審査支払手数料交付金の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分であります。

5款繰越金は797万9,098円で、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入は、第三者納付金及び預金利子でございます。

以上、歳入決算総額は849万2,186円で、前年度と比較し67.4%、1,757万5,208円の減となっております。

次に、歳出でございます。

1款総務費は、第三者行為に係る損害賠償金の請求事務委託料でございます。

3款諸支出金847万6,241円は、老人保健医療費の確定に伴う償還金及び一般会計繰出金であります。

以上、歳出決算総額は849万2,186円で、前年度と比較し53.1%、959万6,110円の減となっております。なお、後期高齢者医療制度の施行により、平成20年4月1日から老人保健制度が廃止され、このことに伴う措置といたしまして、老人保健特別会計は同日から3年間引き続き設けることとされておりましたが、平成23年3月31日をもって設置する義務がなくなりましたので、閉鎖をいたしております。今後、老人保健制度に基づく歳入歳出が生じた場合は一般会計において取り扱うこととなります。

以上でございます。よろしくお願いい申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原修） 認定第5号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。説明書の320ページをお願いいたします。

歳入総額は11億8,926万7,109円で、予算現額に対する割合は100%、調定額に対する割合は99.8%で、前年度対比では103.5%、4,076万6,094円の増となっております。

歳出総額は11億6,124万2,990円で、予算現額に対する割合は97.6%で、前年度対比では103.8%、4,205万8,936円の増となっており、歳入歳出差引額は2,802万4,119円であります。

歳入の内容を御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金3,739万4,710円は、主に369件の下水道事業受益者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料 2 億3,778万535円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量189万5,120㎡に対する下水道使用料でございます。

8 款市債 2 億3,640万円は、公共下水道事業で 1 億2,940万円、流域下水道事業で 1 億700万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借り入れしたものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

1 款下水道事業費 6 億5,870万9,053円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費等でございます。

下水道施設維持管理事業は 2 億1,641万833円を支出しており、その内容については326ページに記載のとおりでございます。

汚水施設建設事業では 2 億6,925万3,729円の支出をしており、その内容につきましては328ページから333ページに記載のとおりでございます。

2 款公債費 5 億253万3,937円は、市債の元金及び利子の償還金で、公共下水道及び流域下水道の整備費として、財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借り入れを行ったものでございます。

以上が、平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算概要であります。よろしくお願いたします。

続きまして、認定第 6 号 平成22年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書に基づきまして説明をさせていただきますので、説明書の340ページをお願いいたします。

歳入総額は4,019万3,274円で、予算対比101.5%、前年度対比107万7,881円の増額となっております。

歳出総額は2,150万3,404円、執行率は54.3%、前年度対比614万8,600円の減額となっており、歳入歳出差引額は1,868万9,870円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、収入済額2,870万6,560円、予算対比102%で、定期貸し及び時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの収入でございます。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

1 款駐車場費、支出済額2,150万3,404円、予算対比99%となっております。

342ページをお願いいたします。

委託料1,575万900円は、駐車場の管理委託料が1,464万円及び三高駅西駐車場の外壁落下調査

委託料が111万900円でございます。

343ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料507万3,600円は、三高駅西駐車場敷地の借地料でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 認定第7号 平成22年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の349ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は20億8,628万3,443円、歳出決算額は19億9,240万5,282円で、歳入歳出差引額は9,387万8,161円でございます。

まず、歳入の内容ですが、350ページをお願いいたします。

1 款保険料は、収入済額4億1,230万1,806円で、現年度分の徴収率は98.47%となっております。

3 款国庫支出金4億1,219万4,445円は、介護給付費に対する国の負担分20%分と、普通調整交付金2.98%分でございます。

4 款支払基金交付金5億5,587万8,338円は、介護給付費の30%分でございます。

5 款県支出金2億9,600万2,250円は、介護給付費の12.5%分でございます。

7 款繰入金3億2,074万1,741円は、介護サービス・予防サービス給付費など、市としての負担分12.5%や職員の人件費などに対する一般会計からの繰入金でございます。

8 款繰越金は8,635万4,119円、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、352ページ、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費5,537万916円は、主に介護保険事業運営に係る職員の人件費などの経費でございます。なお、第1号被保険者の状況でございますが、平成22年度末で7,618人となっております。

次に、358ページをお願いいたします。

2 款保険給付費18億5,343万768円は、前年度対比3.8%、6,792万165円の増でございます。主な内容でございますが、居宅介護サービス給付といたしまして、年間延べ利用者数1万4,960件に対しまして8億4,939万3,646円、360ページの施設介護サービス給付費として、年間延べ利用者数2,705件に対して6億7,700万5,091円などを支出させていただいております。

次に、376ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費473万5,823円は、本市独自の横出しサービスとして、居宅介護用品等給付事業、住宅改修費補助事業にそれぞれ要した経費でございます。

4 款地域支援事業費4,457万1,206円は、主に特定高齢者把握事業、379ページの宅老所などの

介護予防拠点施設の管理運営事業などに要した経費でございます。

385ページをお願いいたします。

5 款基金積立金46万1,121円は、介護給付費準備基金及び386ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てを行ったものでございます。

6 款諸支出金3,383万5,448円は、主に過年度の介護給付費、国及び県の負担金の返還金でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

391ページをお願いいたします。

歳入決算額は2,320万8,458円、歳出決算額は2,268万9,623円で、歳入歳出差引額は51万8,835円でございます。

392ページをお願いいたします。

1 款使用料及び手数料は、居宅介護サービス計画手数料などの収入といたしまして、収入済額1,366万2,340円、2 款繰入金は職員給与費等の一般会計からの繰入金といたしまして、収入済額901万9,000円、3 款繰越金は、前年度からの繰越金52万7,118円でございます。

次に、394ページ、歳出でございます。

1 款 1 項居宅サービス事業費2,268万9,623円は、職員 2 名分に係る人件費が主なものでございます。

2 項介護予防支援事業費349万5,864円は、介護予防支援事業委託料と介護保険レセプトシステム保守委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 認定第 8 号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書399ページをお願いいたします。

平成22年度末現在の被保険者の状況でございますが、所得の少ない 1 割負担の方が3,577人、現役並み所得の 3 割負担の方が356人、合計3,933人となっております。前年度と比較して154人の増となっております。

400ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は 2 億9,072万5,900円で、前年度対比4.9%、1,351万9,700円の増となっており、収納率につきましては99.1%でございます。

3 款繰入金は6,486万2,097円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

5 款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金が主なものでございます。

以上、歳入決算総額は 3 億 6,430 万 4,403 円で、前年度と比較し 3.4%、1,210 万 9,706 円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

402 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 2,324 万 7,162 円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

404 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 3 億 3,393 万 9,697 円で、保険料負担金として 2 億 9,150 万 600 円、保険基盤安定制度負担金として 4,243 万 9,097 円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

405 ページをお願いいたします。

3 款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等でございます。

以上、歳出決算総額は 3 億 5,761 万 759 円で、前年度と比較し 4%、1,366 万 7,365 円の増となっております。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原修） 認定第 9 号 平成 22 年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊となっております水道事業会計の決算書をお願いいたします。なお、決算書のうち、6 ページから 9 ページまでと、22 ページから 27 ページまでに記載する金額は、消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいておりますので、よろしく御願ひいたします。

それでは、6 ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、第 1 款水道事業収益の決算額は 7 億 8,600 万 9,397 円で、予算対比 102.2%、1,713 万 5,397 円の増、前年度対比で 103.9%、2,945 万 7,662 円の増となりました。

第 1 項営業収益の決算額は 7 億 8,410 万 2,340 円で、予算対比 102.2%、1,703 万 2,340 円の増、前年度対比で 104%、2,983 万 42 円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款水道事業費用の決算額は 7 億 2,313 万 9,071 円で、執行率は 98.2%、不用額は 1,293 万 8,929 円で、前年度対比では 103.5%、2,465 万 1,557 円の支出増となっております。

第1項の営業費用は、決算額6億9,158万2,920円で、執行率は98.5%、不用額は1,049万4,080円となりました。この執行額の主なものは、受水費、委託料及び減価償却費並びに人件費等でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が3,115万900円、執行率が99.4%で、この執行額の主なものは、残存企業債の支払利息等でございます。

第3項の特別損失は、決算額が40万5,251円、執行率が87.7%で、滞納水道料金64件分の不納欠損額であります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の1款資本的収入は、決算額1億151万3,291円で、予算対比で118.3%、1,569万291円の増となっております。

第1項企業債は、決算額4,000万円で、予算額、決算額ともに同額で、配水管布設工事等に充當いたしました。

第2項出資金は279万円で、予算額、決算額ともに同額で、消火栓設置費等に係る一般会計からの繰入金でございます。

第3項負担金は、決算額4,322万3,291円で、予算対比157%、1,569万291円の増で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等でございます。

第4項補助金は、決算額1,550万円で、国庫補助事業で整備しております重要給水施設配水管布設替工事に対するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は2億5,769万1,613円で、予算に対する執行率は85.8%、不用額は4,249万387円であります。この執行額の主なものは、配水場監視制御伝送装置等改修工事及び重要給水施設配水管布設替工事等に伴う建設改良工事費並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,617万8,322円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成22年度の損益計算書であります。本年度の経常利益は5,440万5,469円で、特別損失の過年度損益修正損38万5,954円を差し引いた額が当年度純利益で、5,401万9,515円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

平成22年度の剰余金処分計算書でございます。

当年度未処分利益剰余金6,499万8,403円のうち、4,000万円を法定積み立てとして減債積立金に、2,000万円を建設改良積立金に積み立てるものでございます。

以上が、平成22年度の水道事業の決算概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦）　ここで、監査委員に平成22年度各会計決算認定についての審査報告をお願いします。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康）　ただいま議長より御指名をいただきました代表監査委員の加藤仁康でございます。

それでは、平成22年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する決算審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、老人保健、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療、7特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類等は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、その計数も正確に表示され、適正と認められました。

また、地方自治法の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法の規定に基づく審査としましては、水道事業会計の決算について審査を行いました。

その結果は、関係法規に従い諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行がされているものと認められました。これら、審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査の結果を議長に御報告申し上げております。また、平成22年度決算審査意見書を御配付させていただいておりますので、それらを御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金の運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（鈴木勝彦）　日程第7　報告第9号　平成22年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、報告第9号 平成22年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく高浜市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について監査委員の審査意見書を付して御報告させていただくものであります。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字額がないためバー表示となっているもので、赤字比率はございません。

また、実質公債費比率については6.5%で、前年度と比較して0.5ポイントの改善、将来負担比率については12.3%で、前年度と比較して8.6ポイントの改善となっております。なお、各比率欄の括弧内の数値は、本市における早期健全化基準でございます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率であります。公共下水道事業特別会計、水道事業会計ともすべて資金不足額がないため、バー表示となっているもので、資金不足比率はございません。なお、各会計欄の括弧内の数値は、本市における経営健全化基準でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ここで、監査委員に報告第9号 平成22年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についての審査報告をお願いします。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、高浜市長より審査に付されました平成22年度決算に基づく高浜市の財政健全化比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業会計における資金不足比率についても、資金不足なしであることを確認しました。

審査内容の詳細につきましては、平成22年度決算審査意見書を御配付させていただいております。

すので、それも御参考いただきたいと思います。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました平成22年度決算に基づく高浜市の財政健全化比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第9号は、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月5日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午前11時55分散会
